

データヘルス計画推進支援業務委託仕様書

1 委託業務

データヘルス計画推進支援業務

2 業務概要

三重県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）における組合員及び被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を含む。以下「組合員等」という。）の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して組合員等の健康状態や疾患構成、医療費の現状等を把握し、共済組合が作成した「第 3 期データヘルス計画（第 4 期特定健康診査等実施計画）」の推進支援を行うこと。また、健康課題に対して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するためのデータ分析や実績評価及びデータヘルス報告書の作成を行うとともに、保健事業の見直し提案等のコンサルティング業務を行うこと。

3 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 12 年 3 月 31 日（日）まで

4 業務内容

業務内容は、次のとおりとし、これらに関して発生する一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

（1）データヘルス計画推進支援業務

ア データヘルス報告書の作成

データヘルス報告書は、前年度分の共済組合の加入者数、医療費、健診等結果、特定健診等受診率・実施率、保健事業の実績と評価及びそれらの過去からの推移等を分析して取りまとめられたものであること。

別紙 1「データヘルス報告書（令和 6 年度実績）」を参考とすること。

イ データ分析結果報告書（簡易版）の作成

データ分析結果報告書（簡易版）は、医療費対策委員会で医療費適正化を検討するための資料として、前年度分の共済組合の加入者数、医療費、健診等結果、特定健診等受診率・実施率及びそれらの過去からの推移や全国比較、所属所ランキング等が取りまとめられたものであること。

別紙 2「令和 7 年度 医療費対策委員会 ～データ分析結果（令和 6 年度実績）等について～」を参考とすること。

ウ 第 3 期データヘルス計画の実績評価支援

令和 11 年度においては第 3 期データヘルス計画の実績評価を実施し、国の方針に従い、評価結果を踏まえた今後の保健事業の改善・見直し等について支援する。

（2）所属所との連携・協働（以下「コラボヘルス」という。）の推進支援

所属所別の医療費、特定健診等受診率・実施率及び健康リスク等について分析等を行う。

実施事項

①計画書作成

②所属所別データ分析、集計表作成

③所属所別健康度レポート（所属所別配付用）、レポート活用のための資料及び健康度レポート一覧の作成

別紙3「令和6年度 健康度レポート」、別紙4「令和6年度健康度レポート 法定報告版 活用ガイド」、別紙5「健康度レポート 活用ガイド 補足資料」及び別紙6「令和6年度 健康度レポート一覧」を参考とすること。

（3）生活習慣病及び糖尿病性腎症の重症化予防事業支援

健診結果やレセプト等から、高血圧性疾患・脂質異常症・糖尿病及び糖尿病性腎症のリスク保有者であるにも関わらず、医療機関未受診である者を抽出することで、医療機関への受診を勧奨するために必要な支援を行う。

ア 実施事項

①計画書作成

②データ集計、受診勧奨対象者リスト作成

③受診勧奨通知文案の作成

④受診勧奨後のデータ集計、受診状況確認リスト作成

⑤実施報告書作成

イ 補足事項

対象者抽出要件は、提案内容に基づいた協議を行った上で決定する。

参考として、令和6年度実績を次に示す。

- ・ 共済組合による実施時期：9月に受診勧奨通知を発送
- ・ 対象者：40歳以上の組合員（有期雇用である短期組合員を含む。）
- ・ 要件及び人数

健診結果（血圧、脂質、血糖）有所見かつ医療機関未受診の組合員
約520人

健診結果（血糖）有所見のうち尿蛋白又はeGFR数値が一定値を超える者
約10人

（4）適正服薬対策事業支援（重複投薬・多剤投薬）

抽出基準を設定し、レセプト等の活用により、対象者を抽出することで、その者に対して服薬情報の通知や個別に指導するなどの取組を実施するために必要な支援を行う。

ア 実施事項

①計画書作成

②データ集計、通知対象者リスト作成

③個別通知実施後のデータ集計、調剤状況確認リスト作成

④実施報告書作成

イ 補足事項

対象者抽出要件は、提案内容に基づいた協議を行った上で決定する。

実施時期と対象者は次のとおり。

- ・ 共済組合による実施時期：9月に通知を発送
- ・ 対象者：組合員（有期雇用である短期組合員を含む。）

(5) 人事・健康管理担当者等研修会の企画・運営支援

実施事項

①計画書作成

②健康についての講演（共済組合の加入者数・医療費・健康度状況や、所属所別健康度レポートの活用についての説明、健康リスクや生活習慣改善に向けた対策について等。）及び講演資料・配付用資料作成

※オンライン形式での実施も可

(6) 特定保健指導の除外対象者の抽出

特定保健指導未受診者のうち、レセプト等の活用により服薬除外となった者を抽出する。

実施事項

①計画書作成

②レセプト集計、除外対象者リスト作成

(7) 情報収集業務

データヘルス計画の前提となる下記の法令等をはじめ、変化の著しい国の動向などの最新情報を収集するとともに、計画策定に資する調査を行う。

ア 「地方公務員等共済組合法第百十二条第六項に規定する共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針」

イ 「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」

ウ 「データヘルス計画作成の手引き」に関する情報

エ 「標準的な健診・保健指導プログラム」に関する情報

オ 「特定健診・特定保健指導の在り方に関する検討会」に関する情報

カ 「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」に関する情報

キ 「後期高齢者支援金の加算・減算制度」、「健康スコアリング」に関する情報

ク 他保険者の取組に関する情報

ケ その他必要な情報

(8) データヘルス計画検証、保健事業の見直し提案やコンサルティング業務

保健事業実施にあたっての助言や実施により生じた疑問等について、医学的な裏付けや関係法令、社会動向等を踏まえた分析・回答を行い、業務実施方法の改善等について提案を行う。

ア データヘルス計画検証及び保健事業の見直し提案

データヘルス計画とその実施状況について、毎年度検証を行い、計画達成のための助言を行う。また、共済組合の保健事業実績を把握し、各年度のデータヘルス報告書の作成時に提案を行うほか、状況に合わせて随時提案を行う。

イ データヘルス事業に係る外部への報告時の助言

後期高齢者支援金の加算・減算制度に関連する取組実績の報告等の際に助言を行う。

ウ コンサルティング業務

ア・イに限らず、必要な時にコンサルティング業務を行う。

(9) その他

厚生労働省等から、データヘルス計画に関するガイドラインの変更があった場合は、その内容を反映すること。

5 共済組合の状況

加入者数 組合員 29,482人(令和7年度末)

被扶養者 18,716人(令和7年度末)

※任意継続組合員及びその被扶養者を含む。

所属所数 61(令和7年度末)

特定健康診査受診者数 20,200人(受診率91.2% 令和6年度実績)

特定保健指導終了者数 1,252人(終了率44.4% 令和6年度実績)

6 主なスケジュール及び納品物(予定)

令和9年3月	契約締結
令和9年4月	共済組合から受託者への特定健診等データ・レセプトデータ提供開始
毎年7月	生活習慣病・糖尿病性腎症重症化予防に係る受診勧奨対象者データ、適正服薬対策に係る通知対象者データ納品
毎年7月	人事・健康管理担当者等研修会計画書納品
毎年9月	特定保健指導除外対象者データ納品
毎年11月	所属所別健康度レポート納品
毎年11月	医療費対策委員会資料納品
毎年11月	人事・健康管理担当者等研修会資料納品及び研修会実施
毎年2月	生活習慣病・糖尿病性腎症重症化予防に係る受診状況確認、適正服薬対策に係る状況確認
毎年3月	年次データヘルス報告書納品

なお、納品物の形式及び納期等については、別紙7「納品物一覧」のとおりとする。

7 初回に共済組合から受託者に提供する帳票及び各種データ

(1) 特定健診等受診結果データ(令和6・7年度分)

(2) 若年者健診等受診結果データ(令和6・7年度分)

(3) レセプトデータ(令和6年4月診療分～令和8年3月診療分)

(4) 組合員資格データ(データ提供時点の最新のもの)

(5) 保健事業の実績(令和6・7年度分)

(6) その他、データ分析等に必要と認められ、共済組合が提供可能なもの

その後は、受託者がスケジュール管理を行い、受託者からの要請に応じて共済組合から順次データ提供する。なお、令和8年度のデータ提供スケジュールについては、別紙8「令和8年度 共済組合から提供するデータ及びスケジュール」のとおりであるため、参考とすること。

8 打合せ及び業務進捗報告

少なくとも3か月に1回、30分以上の業務打合せを行う。打合せは、共済組合で行う。(共済組合が認める場合はオンラインも可とする。)なお、受託者において打合せ資料及び議事録を作成すること。

9 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項については、他に漏らし、又はこれを利用してはならない。契約期間経過後及び業務に携わった者が退職した場合も同様とする。
- (2) 受託者は、業務に関して情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令、三重県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程及び三重県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程細則を遵守する。

10 再委託の禁止

受託した業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。
ただし、一部であり、かつ、主要な部分を除き、あらかじめ共済組合の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

11 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、共済組合に対し、受託した業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。
ただし、委託した業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 共済組合は、委託した業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、受託した業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

12 委託料の支払い

支払方法については、年度単位の支払いとし、支払時期は共済組合と受託者において別途協議のうえ決定する。